

○平成二十三年総務省告示第八十七号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等を定める件）の一部改正案 新旧対照表  
 （傍線部は変更箇所）

改正後	改正前
<p>別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末</p> <p>第1 無線設備規則第49条の6の4に規定する方式のうち拡散符号速度が每秒1.2288メガチップの無線設備又は第49条の6の5に規定する方式のうち拡散符号速度が每秒1.2288メガチップの無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 送信タイミング</p> <p>(1)制御チャンネルにおける送信は、無線設備規則第49条の6の4又は第49条の6の5の伝送設備（同規則第49条の6の伝送設備により中継される場合を含む。以下第1において「伝送設備」という。）から受信したスロットに同期させ、かつ、受信スロットの受信が終了した時から不規則な遅延の後に送信を開始するものであること。</p> <p>(2)通信チャンネルにおける送信は、伝送設備から受信したフレームに同期させ、かつ、その開始の時と受信したフレームとの偏差は±1マイクロ秒の範囲であること。</p> <p>4～9（略）</p> <p>第2 無線設備規則第49条の6の4又は第49条の6の5に規定する方式のうち拡散符号速度が每秒3.84メガチップの無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 送信タイミング</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)通信チャンネルにおける送信は、伝送設備から受信したフレームに同期させ、かつ、その開始の時から1,024チップに相当する遅延時間の後に送信を開始するものとし、その送信の開始の時の偏差は±1.5チップの範囲であること。</p> <p>4～9（略）</p> <p>第3 無線設備規則第49条の6の6に規定する方式のうち拡散符号速度が每秒3.84メガチップ又は每秒7.68メガチップの無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 送信タイミング</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)通信チャンネルにおける送信は、伝送設備から受信したフレームに同期させ、かつ、その開始の時と受信したフレームとの偏差は0から+3チップの範囲であること。</p>	<p>別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末</p> <p>第1 無線設備規則第49条の6の4に規定する方式のうち拡散符号速度が每秒1.2288メガチップの無線設備又は第49条の6の5に規定する方式のうち拡散符号速度が每秒1.2288メガチップの無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 送信タイミング</p> <p>(1)制御チャンネルにおける送信は、無線設備規則第49条の6の4又は第49条の6の5の伝送設備（同規則第49条の6の伝送設備により中継される場合を含む。以下第1において「伝送設備」という。）から受信したスロットに同期させ、かつ、受信スロットの受信が終了した時点から不規則な遅延の後に送信を開始するものであること。</p> <p>(2)通信チャンネルにおける送信は、伝送設備から受信したフレームに同期させ、かつ、その開始時点と受信したフレームとの偏差は±1マイクロ秒の範囲であること。</p> <p>4～9（略）</p> <p>第2 無線設備規則第49条の6の4又は第49条の6の5に規定する方式のうち拡散符号速度が每秒3.84メガチップの無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 送信タイミング</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)通信チャンネルにおける送信は、伝送設備から受信したフレームに同期させ、かつ、その開始時点から1,024チップに相当する遅延時間の後に送信を開始するものとし、その送信の開始時点の偏差は±1.5チップの範囲であること。</p> <p>4～9（略）</p> <p>第3 無線設備規則第49条の6の6に規定する方式のうち拡散符号速度が每秒3.84メガチップ又は每秒7.68メガチップの無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 送信タイミング</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)通信チャンネルにおける送信は、伝送設備から受信したフレームに同期させ、かつ、その開始時点と受信したフレームとの偏差は0から+3チップの範囲であること。</p>

4～7 (略)

第4 無線設備規則第49条の6の9又は第49条の6の10に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等

1・2 (略)

3 送信タイミング

無線設備規則第49条の6の9又は第49条の6の10の伝送設備(同規則第49条の6の伝送設備により中継される場合を含む。以下第4において「伝送設備」という。)から受信したフレームに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたサブフレームにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始の時の偏差は±130ナノ秒(無線設備規則第49条の6の9第1項及び第5項に規定する陸上移動局の無線設備を使用する端末設備の場合にあっては、±434ナノ秒)の範囲であること。

4 ランダムアクセス制御

(1) 伝送設備から指定された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、13サブフレーム(無線設備規則第49条の6の9第1項及び第6項に規定する陸上移動局の無線設備を使用する端末設備の場合にあっては、403サブフレーム)以内の伝送設備から指定された時間内に伝送設備から送信許可信号を受信した場合は、送信許可信号を受信した時から、伝送設備から指定された6サブフレーム以降で最初に送信可能なサブフレーム又はその次に送信可能なサブフレームに情報の送信を行うこと。ただし、無線設備規則第49条の6の9第1項及び第5項に規定する陸上移動局の無線設備を使用する端末設備の場合にあっては、伝送設備から指定された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、41サブフレーム+10.24秒以内の伝送設備から指定された時間内に伝送設備から送信許可信号を受信したときは、送信許可信号を受信した時から、12ミリ秒以降に開始するスロットで情報の送信を行うこと。

(2) (1)において送信禁止信号を受信した場合又は送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかった場合は、再び(1)の動作を行うこととする。この場合において、再び(1)の動作を行う回数は、伝送設備から指示される回数を超えず、かつ、200回を超えないこと。

5～10 (略)

第5 無線設備規則第49条の28に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等

1・2 (略)

3 送信タイミング

(1) (略)

(2) 通信チャンネルにおける送信は、伝送設備から受信したフレームに同期させ、かつ、

4～7 (略)

第4 無線設備規則第49条の6の9又は第49条の6の10に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等

1・2 (略)

3 送信タイミング

無線設備規則第49条の6の9又は第49条の6の10の伝送設備(同規則第49条の6の伝送設備により中継される場合を含む。以下第4において「伝送設備」という。)から受信したフレームに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたサブフレームにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始時点の偏差は±130ナノ秒の範囲であること。

4 ランダムアクセス制御

(1) 伝送設備から指定された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、13サブフレーム以内の伝送設備から指定された時間内に送信許可信号を受信した場合は、送信許可信号を受信した時点から、伝送設備から指定された6サブフレーム以降で最初に送信可能なサブフレーム又はその次に送信可能なサブフレームに情報の送信を行うこと。

(2) (1)において送信禁止信号を受信した場合又は送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかった場合は、再び(1)の動作を行うこととする。この場合において、再び(1)の動作を行う回数は、伝送設備から指示される回数を超えず、かつ、200回を超えないこと。

5～10 (略)

第5 無線設備規則第49条の28に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等

1・2 (略)

3 送信タイミング

(1) (略)

(2) 通信チャンネルにおける送信は、伝送設備から受信したフレームに同期させ、かつ、

その開始 の時 と受信したフレームとの偏差は  $\pm(T_b/32)/4$  の範囲であること。  
(注)  $T_b$  とは、有効シンボル長である。

4～6 (略)

第6 無線設備規則第49条の29に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等

1・2 (略)

3 送信タイミング

無線設備規則第49条の29の伝送設備(以下第6において「伝送設備」という。)から受信したフレームに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたチャンネルにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始 の時 の偏差は、 $\pm 208$  ナノ秒 (無線設備規則第49条の29第1項、第7項及び第8項に規定する陸上移動局の無線設備を使用する端末設備の場合にあっては、 $\pm 130$  ナノ秒) の範囲であること。

4 ランダムアクセス制御

(1) 通信チャンネルの指定の要求をする信号の送信は、伝送設備からの制御信号に同期して行うものであること。

(2) チャンネルの指定の要求をする信号を送信した後、伝送設備から1.2秒 (無線設備規則第49条の29第1項、第7項及び第8項に規定する陸上移動局の無線設備を使用する端末設備の場合にあっては、0.403秒) 以内に通信チャンネルを指定する信号を受信した場合は、指定された通信チャンネルを使用して情報の送信を行うものであること。

(3) 伝送設備からの通信チャンネルを指定する信号が受信できなかった場合にあっては、不規則な遅延時間の後に(1)以降の動作を行うものとする。ただし、この動作の回数は200回を超えてはならない。

5～9 (略)

第7 (略)

その開始 時点 と受信したフレームとの偏差は  $\pm(T_b/32)/4$  の範囲であること。  
(注)  $T_b$  とは、有効シンボル長である。

4～6 (略)

第6 無線設備規則第49条の29に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等

1・2 (略)

3 送信タイミング

無線設備規則第49条の29の伝送設備(以下第6において「伝送設備」という。)から受信したフレームに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたチャンネルにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始 時点 の偏差は、 $\pm 208$  ナノ秒の範囲であること。

4 ランダムアクセス制御

(1) 通信チャンネルの指定の要求をする信号の送信は、伝送設備からの制御信号に同期して行うものであること。

(2) チャンネルの指定の要求をする信号を送信した後、伝送設備から1.2秒以内に通信チャンネルを指定する信号を受信した場合は、指定された通信チャンネルを使用して情報の送信を行うものであること。

(3) 伝送設備からの通信チャンネルを指定する信号が受信できなかった場合にあっては、不規則な遅延時間の後に(1)以降の動作を行うものとする。ただし、この動作の回数は200回を超えてはならない。

5～9 (略)

第7 (略)